各指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 御中

京都市

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課長保健福祉局障害保健福祉推進室担当課長

令和7年度指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)に係る 自己点検の実施について(依頼)

日頃は、本市障害保健福祉行政の推進に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 さて、本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17 年法律第123号)に基づき、指定自立支援医療機関を指定していますが、自立支援医療の質 の確保及び給付の適正化を図るため、その状況を把握する必要があります。

つきましては、各指定自立支援医療機関において、別添「指定自立支援医療機関自己点検票(以下「自己点検票」という。)」により自己点検を実施いただくこととしておりますので、下記のとおり、点検結果を御提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 提出が必要な指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

右京区、西京区、伏見区に所在する指定自立支援医療機関

2 提出書類

自己点検票(育成医療・更生医療)

※ 同封の様式に点検結果を記入してください。

なお、様式は京都市ホームページにも掲載していますので、必要時御活用ください。

URL: https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000330539.html

アクセス疗法:京都市情報館トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障害者福祉

- ⇒ 申請書ダウンロード ⇒ 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)における自己点検用
- ⇒ 自己点検票(育成医療・更生医療)
- ※ 病院又は診療所については、指定されている診療科(医療の種類)に丸印がされているか御確認ください(自己点検票をダウンロードされた場合、該当する診療科に丸印を御記入いただきますようお願いいたします。)。

3 提出方法

同封の返信用封筒に切手を貼付のうえ、郵送で提出してください。

4 提出先

 $\mp 604 - 8571$

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎4階 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 システム・DX担当

5 提出期限

令和7年11月17日(月)必着

6 その他

(1) 名称、所在地、主たる担当医師や薬剤師等に変更があった場合は、届出を行う必要があります。変更のある場合は速やかに手続をお願いいたします。

URL: https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000243797.html

アクセス方法:京都市情報館トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障害者福祉

⇒ 申請書ダウンロード

⇒ 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)に係る新規指定・変更等申請用

⇒ 変更の届出(主たる医師・薬剤師・名称・所在地など)

なお、現在の指定状況(令和7年10月1日時点)については、京都市情報館(ホームページ)に掲載しています。

URL: http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000094110.html

アクセス方法:京都市情報館トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障害者福祉

⇒ 各種資料 ⇒ 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の一覧

- (2) 医療機関等を廃止される場合は廃止届出書を提出してください。また、今後、自立支援医療を行わないために指定を辞退されたい場合は、辞退しようとする一月以上前に指定辞退申出書を提出していただく必要があります。
- (3) 自己点検票の提出依頼につきましては、<u>3年度周期</u>といたしますが、毎年度、各指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)において自己点検を実施いただき、自立支援 医療の質の確保及び給付の適正化に努めていただきますようお願いいたします。

7 問合先

(1)【育成医療に関する内容について】

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 (京都市役所北庁舎5階)

電話:075-222-3939

担当:医療児童手当担当 北川·小林·植本

(2)【更生医療に関する内容について】

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

(京都市役所分庁舎4階)

電話:075-222-4161

担当:システム・D X 担当 大西・河上

※ お電話いただいた際に担当者が不在の場合がありますので、医療機関の指定等に 関するお問合せは、フォームからの御連絡が便利です。 **同典型品を同**

「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定に関する問い合わせ」

